

亀山市発注工事における主任(監理)技術者の資格・兼任条件

令和7年4月1日

工事種別	工事予定価格(請負金額)												説明欄	
	～1500万円			1500万円～2500万円		2500万円～4500万円		4500万円～5000万円		5000万円～9000万円		9000万円以上		
建設業施行令	業法適用範囲外	1級・2級・その他	兼任可	1級・2級・その他	兼任可	1級・2級・その他	兼任可	1級・2級・その他	兼任可	1級・2級・その他	専任	1級・2級・その他	専任	
土木一式工事 舗装工事 塗装工事 とび・土工・コンクリート 石工事 鋼構造物工事 しゅんせつ工事 造園工事 管工事 電気工事		1級・2級・その他	兼任可	1級・2級・その他	兼任可	1級・2級	兼任可	1級・2級	専任	1級	専任	1級	専任	
機械器具設置工事		1級・その他	兼任可	1級・その他	兼任可	1級・その他	兼任可	1級・その他	専任	1級・その他	専任	1級・その他	専任	
		～1500万円			1500万円～2500万円		2500万円～5000万円			5000万円～9000万円		9000万円以上		
建設業施行令	業法適用範囲外			1級・2級・経験	兼任可	1級・2級・その他			兼任可	1級・2級・その他	兼任可	1級・2級・その他	専任	
建築一式工事		1級・2級・その他	兼任可	1級・2級・その他	兼任可	1級・2級			兼任可	1級	兼任可	1級	専任	

資格条件

- ◎ 1級 : 当該工事の施工にかかる業種について、次の①～④のいずれかに掲げる者
 - ① 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)の1級に合格した者。
 - ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条の規定による一級建築士の免許を受けた者
 - ③ 技術士法(昭和32年法律第124号)による2次試験に合格した者
 - ④ 建設業法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者(平成元年建設省告示128号に規定された者)
- ◎ 2級 : 当該工事の施工にかかる業種について、次の⑤～⑦の何れかに掲げる者
 - ⑤ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)の1級又は2級に合格した者
 - ⑥ 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条の規定による一級建築士又は二級建築士の免許を受けたもの
 - ⑦ 上記③、④に掲げる者
- ◎ その他 : 建設業法第7条第2号、イ、ロ又はハに該当する者

専任・兼任条件

請負金額4,500万円(建築工事にあつては9,000万円)以上の工事における主任(監理)技術者は、専任とする。
 請負金額500万円以上4,500万円未満(建築工事にあつては、請負金額が1,500万円以上9,000万円未満)の市発注公共工事(応急工事等に係るものを除く)において、1人の主任技術者が兼任できる工事数は、2件以下とする。

注意事項

本表は亀山市が発注する一般的な建設工事における主任(監理)技術者条件を示したもので、工事内容等によって異なる条件を求めることがある
 個々の工事における技術者条件は、一般競争入札の場合は「公告文」に示すこととする
 本表は令和7年4月1日以降に発注する工事に適用する